

令和6年度「食品表示適正化強化月間」実施結果(夏期)

1 食品表示監視指導

(1) 合同監視

食品の監視にあたり、複数の対象法令担当者が合同で実施する監視を、「合同監視」と位置づけ、令和6年7月(夏期)の月間中に立入検査実施266回(令和5年度比99%)、延べ15,804品目(同109%)を監視したところ、延べ191品目(同90%)の不適正表示を発見し、製造者、販売業者等の表示義務者に対して適正表示を指導した。

※実施回数は県が実施した回数。調査品目数・不適正品目数は岐阜市保健所実施分を含む。

	立入検査実施回数	調査品目数	不適正表示品目数	不適率
令和6年度夏期	266	15,804	191	1.2%
令和5年度夏期	270	14,484	213	1.5%
令和4年度夏期	209	6,947	151	2.2%

(2) 月間中の各法令に基づく監視

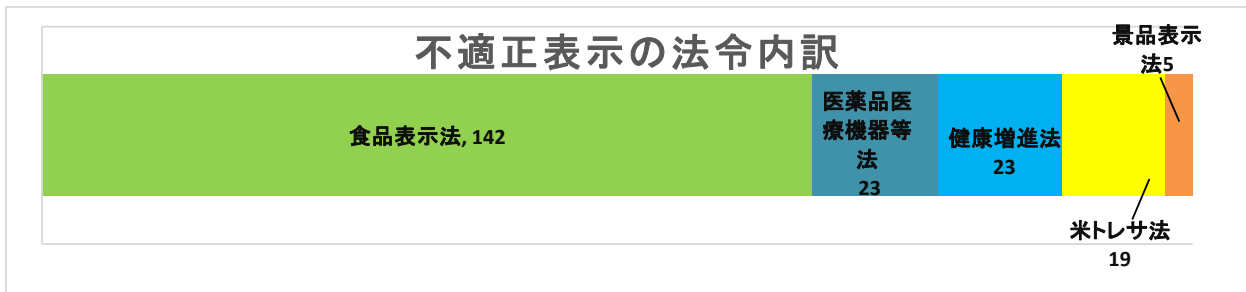
各法令に基づく全立入検査実施回数(単独法令に基づく監視に上記の合同監視を加えた立入検査実施回数)は、1,255回(令和5年度比116%)、延べ17,173品目(同109%)であり、延べ212品目(同88%)の不適正表示を発見し、製造業者、販売業者等の表示義務者に対して適正表示を指導した。

※食品表示法、医薬品医療機器等法、健康増進法の実施回数及び品目数は岐阜市保健所実施分を含む。

法令	立入検査実施回数	調査品目数	不適正表示品目数	
食品表示法	438	8,666	142	
医薬品医療機器等法	183	2,171	23	
健康増進法	207	3,664	23	
米トレーサビリティ法	228	809	19	
景品表示法	199	1,863	5	不適率
合計	1,255	17,173	212	1.2%
令和5年度同期	1,086	15,751	242	1.5%

(3) 不適正表示について

- ・食品表示法に基づく表示の不適は、生鮮食品の「原産地」の欠落、加工食品の「原料原産地」「添加物」等の表示不備が多かった。
- ・健康増進法に基づく表示の不適は、「健康の保持増進の効果」等の誇大表示の禁止に係るものが多かった。
- ・医薬品医療機器等法に基づく表示の不適は、「医薬品的な効能効果」等の標ぼうであった。
- ・米トレーサビリティ法に基づく表示の不適は、「一般消費者へ産地情報が伝達されていない」ことであった。
- ・景品表示法に基づく表示の不適は、「根拠の不明確な優良性の表示」であった。



2 食品表示の適正化に関する活動

(1) 食品表示関連法令講習会

食品事業者、一般消費者を対象に開催した講習会を開催し、適正表示について説明を行った。

※岐阜市保健所実施分を含む。

対象者	実施回数	参加人数
事業者	20	1,673
一般消費者	3	37